

# 福岡県公報

平成22年3月31日  
第3092号

## 目次

告示(第600号-第618号)

石油コンビナート等災害防止法第2条第5号に規定する第二種事業		
所への指定の解除	(消防防災課)	..... 2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	..... 2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	..... 2
準都市計画区域における用途地域の指定のない区域内の建築物に係る容積率等を定める区域の指定と数値の決定 (建築指導課) ..... 3		
県営土地改良事業計画の変更決定	(農村整備課)	..... 3
道路の区域の変更	(道路維持課)	..... 3
道路の供用の開始	(道路維持課)	..... 3
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)	..... 4
公共測量の実施	(県土整備総務課)	..... 4
公共測量の終了	(県土整備総務課)	..... 4
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	..... 4
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	..... 5
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	..... 5
福岡県特定鳥獣(イノシシ)保護管理計画(第3期)	(自然環境課)	..... 5
休猟区の区域の指定、狩猟期間の延長及び捕獲等の制限の一部解除	(自然環境課)	..... 5
過疎地域自立促進特別措置法に基づく市道及び村道の改築工事の一部完了 (道路建設課) ..... 6		
道路の区域の変更	(道路維持課)	..... 6

道路の供用の開始	(道路維持課)	.....15
浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(河川課)	.....18
公 告		
準都市計画区域の指定	(都市計画課)	.....19
準都市計画区域の指定	(都市計画課)	.....19
福岡県営中央公園の利用料金の承認	(公園街路課)	.....19
福岡県営筑豊緑地の利用料金の承認	(公園街路課)	.....19
福岡県営筑後広域公園の利用料金の承認	(公園街路課)	.....22
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (県民文化スポーツ課)		.....24
意見募集の結果の公示	(森林保全課)	.....24
平成22年度調理師試験の実施	(健康増進課)	.....24
意見募集の結果の公示 (警察本部組織犯罪対策課)		.....25
漁港漁場整備法に基づく特定漁港漁場整備事業計画の縦覧		
	(水産振興課)	.....26
福岡県土地利用基本計画の変更	(総合政策課)	.....26
教育委員会		
意見募集の結果の公示 (教育庁社会教育課)		.....43
選挙管理委員会		
政治団体の設立届	(市町村支援課)	.....43
政治団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	.....44
政治団体の解散届	(市町村支援課)	.....48
資金管理団体の指定届	(市町村支援課)	.....48
資金管理団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	.....49
資金管理団体の指定取消届	(市町村支援課)	.....50
監査委員		
監査結果の公表 (監査委員事務局監査第二課)		.....50
内水面漁場管理委員会		
コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示	(水産振興課)	.....52
水産動植物の採捕禁止区域及び期間	(水産振興課)	.....52



古賀市薦野1357番地

尾塚 幸彦

## 福岡県告示第603号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号並びに第56条第1項第1号及び第2号二の規定に基づき、準都市計画区域における用途地域の指定のない区域内の建築物に係る容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの制限について、当該区域を区分して福岡県都市計画審議会の議を経て定める数値を次のように決定し、平成22年3月31日から施行する。

平成22年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

指定する区域		決定する数値				所管する 事務所名
市町村名	区域の範囲	法第52条 第1項第 6号の規 定に基づ く数値	法第53条 第1項第 6号の規 定に基づ く数値	建築物の各部分の高 さの制限		
				法第56条 第1項第 1号に定 める別表 第3の5 の項にの 欄の規定 に基づく 数値	法第56条 第1項第 2号二の 規定に基 づく数値	
宗像市	宗像準都市計画区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない区域の全部	$\frac{20}{10}$	$\frac{7}{10}$	1.5	2.5	北九州県 土整備事 務所

## 福岡県告示第604号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条

の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成22年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営鹿毛馬地区土地改良(区画整理)事業変更計画書の写し	平成22年3月31日から 平成22年4月28日まで	飯塚市穎田支所

## 福岡県告示第605号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変 更 前 後 別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県 道	中 畑 屋 線	前	豊前市大字川内670番1 先から 同市大字川内1506番先ま で	8.6 ～ 25.2	1,722.6
			後	同上	8.6 ～ 25.2	1,722.6

## 福岡県告示第606号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	中 畑 線 八 屋 線	豊前市大字川内1458番先から 同市大字川内2187番先まで

福岡県告示第607号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和41年10月21日農林省告示第1299号

## 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第608号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 測量の種類

公共測量（新門司2期埋立竣功測量業務委託）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市門司区	平成22年2月25日から 平成22年3月31日まで

福岡県告示第609号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、九州森林管理局長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 測量の種類

公共測量（航空レーザ測量 治山事業計画）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡東区前田・熊手・市の瀬・大蔵・上上津役田代地域（国有林内）、朝倉市江川地域（国有林内）、筑紫郡那珂川町市ノ瀬・五ヶ山地域（国有林内）、糟屋郡宇美町宇美地域（国有林内）、糟屋郡須恵町佐谷地域（国有林内）、糟屋郡篠栗町若杉・篠栗地域（国有林内）、朝倉郡東峰村小石原地域（国有林内）	平成22年3月10日

福岡県告示第610号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成17年2月福岡県告示第334号折尾南北線の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業施行期間

平成17年2月23日から平成25年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成17年2月福岡県告示第334号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成17年2月福岡県告示第334号の事業地に同じ

福岡県告示第611号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成21年3月福岡県告示第569号3・3・20号福岡筑紫野線及び7・5・39号高砂平尾線の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業施行期間

平成8年10月9日から平成24年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成21年3月福岡県告示第569号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第612号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成20年3月福岡県告示第531号3・4・106号小田部姪浜線及び3・4・107号姪浜駅北線の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告

示する。

平成22年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業施行期間

平成9年7月7日から平成24年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成20年3月福岡県告示第531号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第613号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の規定に基づき、福岡県特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画（第3期）を定めたので、同条第7項において準用する同法第4条第4項の規定により当該計画書を福岡県環境部自然環境課及び各保健福祉環境事務所地域環境課又は環境課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県告示第614号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項、第2項及び第3項の規定に基づき、休猟区の区域の指定、狩猟期間の延長及び捕獲等の制限の一部解除を平成22年4月1日から平成24年3月31日まで次のとおり行う。

平成22年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 特定鳥獣を捕獲等できる休猟区の区域の指定

(1) 対象とする特定鳥獣

イノシシ

(2) 指定する区域

県内の休猟区全域

2 狩猟期間の延長

(1) 対象とする特定鳥獣

イノシシ

(2) 対象区域

県内全域

(3) 延長期間

2月16日から3月15日まで

ただし、イノシシの捕獲等を目的としたはこわなの使用及び当該はこわなに掛かったイノシシを止めさしするための銃器の使用に限っては、当該延長期間に加え、10月15日から11月14日まで及び3月16日から4月15日までについても延長する。

3 捕獲等の制限の一部解除

(1) 対象とする特定鳥獣

イノシシ

(2) 対象区域

県内全域

(3) 捕獲等の制限の一部解除

くくりわなで輪の直径が12センチメートルを超えるものについての制限を解除する。

福岡県告示第615号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定に基づき市道及び村道の改築工事の一部が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）第7条第2項の規定により次のように告示する。

平成22年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

路線名	完了した工事の区間	工事の種類	工事の完了の日
-----	-----------	-------	---------

杷木宝珠山線	朝倉市杷木林田673番8先から 朝倉市杷木大山349番1先まで	道路改良工事	平成22年3月31日
	朝倉郡東峰村大字福井1681番1先から 朝倉郡東峰村大字福井735番9先まで		

福岡県告示第616号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
福岡	一般国道	495号	前	糟屋郡新宮町美咲1丁目264番1先から 同郡同町美咲1丁目251番1先まで	16.5 ~ 23.0	155.0	
			後	同上	16.5 ~ 19.5	155.0	
福岡	県道	福岡東環状線	前	糟屋郡粕屋町大字長者原282番先から 同郡同町大字長者原277番7先まで	14.8 ~ 31.5	87.5	



			後	同上	14.8 ~ 25.0	87.5	
福岡	県道	飯塚線 大野城	前	糟屋郡宇美町宇美5丁目3652番3先から同郡同町宇美5丁目3716番8先まで	9.3 ~ 25.4	110.2	
			後	同上	9.3 ~ 25.4	113.6	
福岡	県道	福岡線 篠栗	前	糟屋郡粕屋町大字仲原1807番1先から同郡同町大字仲原2399番4先まで	25.0 ~ 57.0	221.0	
			前	糟屋郡粕屋町大字仲原1814番1先から同郡同町大字仲原2424番2先まで	2.3 ~ 2.8	71.0	
			後	糟屋郡粕屋町大字仲原1807番1先から同郡同町大字仲原2399番4先まで	25.0 ~ 39.0	221.0	
福岡	県道	飯塚線 大野城	前	糟屋郡宇美町ゆりが丘2丁目3303番99先から同郡同町四王寺坂1丁目465番47先まで	15.0 ~ 48.0	86.2	

			後	糟屋郡宇美町若草2丁目3303番65先から同郡同町四王寺坂1丁目465番48先から	15.0 ~ 34.0	198.0	
福岡	県道	福岡線 太宰府	前	糟屋郡宇美町光正寺1丁目4574番3先から同郡同町宇美5丁目3795番10先まで	7.5 ~ 24.5	1,415.7	
			前	同上	16.0 ~ 79.0	1,693.0	
			後	同上	7.5 ~ 24.5	1,415.7	
福岡	県道	内籬線 住栗	後	同上	8.3 ~ 58.0	1,692.0	
			前	糟屋郡篠栗町大字内住4169番1先から同郡同町大字内住4170番1先まで	10.4 ~ 10.7	5.0	
福岡	県道	下湊線 府	後	同上	33.0 ~ 33.2	5.0	
			前	糟屋郡新宮町大字湊255番1先から同郡同町大字湊251番1先まで	6.0 ~ 11.5	56.8	

			後	同上	10.5 ~ 19.5	56.8	
福岡	県道	猪篠野栗線	前	糟屋郡久山町大字久原170番2先から同郡同町大字久原2062番3先まで	8.1 ~ 35.5	1,933.9	うち県道福岡直方線重用延長1,031.9メートル
			後	同上	8.1 ~ 35.5	1,933.9	うち県道福岡直方線重用延長1,031.9メートル
			後	同上	10.0 ~ 31.4	1,575.0	
久留米	県道	鳥朝栖倉線	前	三井郡大刀洗町大字富田1227番6先から同郡同町大字富田1323番先まで	7.5 ~ 10.6	92.3	
			後	同上	10.2 ~ 11.1	92.3	
久留米	県道	佐八賀女線	前	久留米市三潁町玉満1156番8先から同市三潁町玉満988番1先まで	9.2 ~ 10.2	31.4	
			後	同上	9.2 ~ 22.7	31.4	

久留米	県道	甘木主丸線	前	久留米市田主丸町野田877番7先から同市田主丸町野田876番4先まで	8.6 ~ 18.8	35.0	
			後	同上	8.6 ~ 19.3	35.0	
久留米	県道	八香女春線	前	うきは市浮羽町妹川2890番1先から同市浮羽町妹川2872番1先まで	7.0 ~ 13.0	91.0	
			後	うきは市浮羽町妹川2890番1先から同市浮羽町妹川2870番1先まで	8.0 ~ 16.0	91.0	
久留米	県道	八香女春線	前	うきは市浮羽町妹川2870番1先から同市浮羽町妹川2771番1先まで	5.8 ~ 59.0	521.0	
			前	同上	5.8 ~ 59.0	526.0	
久留米	県道	久留米浮羽線	後	同上	5.8 ~ 59.0	521.0	
			前	うきは市浮羽町朝田218番1先から同市浮羽町朝田335番1先まで	3.5 ~ 9.5	600.0	



			後	同上	4.0 ~ 18.0	600.0	
久留米	県道	久留米線 浮羽	前	久留米市田主丸 町野田1569番1 先から 同市田主丸町野 田877番7先ま で	9.0 ~ 25.0	73.0	
			後	同上	9.0 ~ 34.5	73.0	
久留米	県道	浮羽線 草野 久留米	前	久留米市山本町 豊田220番1先 から 同市山本町豊田 226番1先まで	6.4 ~ 8.9	63.9	
			後	同上	8.9 ~ 11.0	63.9	
久留米	県道	浮羽線 草野 久留米	前	久留米市田主丸 町地徳2681番2 先から 同市田主丸町地 徳2677番1先ま で	9.1 ~ 16.0	51.6	
			後	同上	8.6 ~ 9.2	51.6	
久留米	県道	浮羽線 草野 久留米	前	久留米市草野町 矢作516番3先 から 同市草野町矢作 517番3先まで	5.0 ~ 6.8	9.5	

			後	同上	6.4 ~ 6.8	9.5	
久留米	県道	浮羽線 草野 久留米	前	久留米市山本町 豊田194番1先 から 同市山本町豊田 192番11先まで	5.5 ~ 6.5	39.0	
			後	同上	6.3 ~ 8.7	39.0	
久留米	県道	本郷山線 基山 停車場	前	小郡市三沢2961 番1先から 同市三沢2963番 7先まで	5.1 ~ 11.0	30.0	
			後	同上	6.4 ~ 12.1	30.0	
久留米	県道	坊城所島線 坊城 所島	前	久留米市城島町 芦塚673番2先 から 同市城島町芦塚 510番1先まで	10.2 ~ 33.0	87.0	
			後	同上	10.2 ~ 42.0	87.0	
久留米	県道	吉井線 恵蘇宿	前	うきは市吉井町 八和田178番1 先から 同市吉井町八和 田183番2先ま で	13.0 ~ 17.2	27.0	
			後	同上	13.0 ~ 17.2	27.0	

久留米	県道	長高 栖橋線	前	うきは市吉井町 江南829番1先 から 同市吉井町新治 1235番2先まで	4.8 ~ 15.0	2,175.0	
			前	同上	3.2 ~ 47.8	2,583.7	うち一般 県道吉井 恵蘇宿線 重用延長 115.1メ ートル
			後	うきは市吉井町 江南1350番先 から 同市吉井町新治 1210番3先まで	5.3 ~ 35.0	2,583.7	うち一般 県道吉井 恵蘇宿線 重用延長 115.1メ ートル
久留米	県道	甘吉 木井線	前	うきは市吉井町 八和田183番2 先から 同市吉井町八和 田178番1先ま で	13.0 ~ 17.2	27.0	うち一般 県道吉井 恵蘇宿線 重用延長 27メート ル
			後	同上	13.0 ~ 17.2	27.0	うち一般 県道吉井 恵蘇宿線 重用延長 27メート ル
久留米	県道	豊北 田野線	前	久留米市太郎原 町1720番1先 から 同市太郎原町33 番1先まで	5.4 ~ 6.9	465.0	
			後	同上	6.8 ~ 6.8	473.0	

久留米	県道	保吉 木井線	前	うきは市浮羽町 三春827番6先 から 同市浮羽町三春 1361番3先まで	9.0 ~ 10.4	45.0	
			後	同上	9.0 ~ 14.2	45.0	
久留米	県道	藤田 日吉町線	前	久留米市上津町 205番3先から 同市本山1丁目 363番1先まで	10.1 ~ 12.4	129.7	
			後	同上	10.1 ~ 12.4	129.7	
			後	同上	10.1 ~ 22.4	145.5	
久留米	県道	湯ノ原 合川線	前	久留米市高良内 町1881番1先 から 同市高良内町 1938番20先ま で	8.0 ~ 15.8	106.0	
			後	同上	8.0 ~ 15.8	106.0	
南筑後	一般 国道	443号	前	みやま市瀬高町 高柳427番1先 から 同市瀬高町高柳 444番5先まで	25.0 ~ 37.8	134.4	
			後	同上	25.0 ~ 26.0	134.4	

南筑後	一般道	443号	前	みやま市山川町 北関269番1先 から 同市山川町北関 396番1先まで	10.0 ~ 14.0	126.4	
			後	同上	10.0 ~ 14.0	126.4	
南筑後	一般道	443号	前	柳川市三橋町棚 町1117番1先 から 同市三橋町棚町 1124番1先まで	32.2 ~ 35.6	157.0	
			後	同上	26.8 ~ 26.8	157.0	
南筑後	県道	江島線	前	三潞郡大木町大 字福士752番先 から 同郡同町大字福 士950番6先ま で	2.4 ~ 5.1	182.4	
			後	同上	5.0 ~ 9.8	182.4	
南筑後	県道	湯辺田高瀬線	前	みやま市瀬高町 長田3274番1先 から 同市瀬高町長田 2359番2先まで	10.5 ~ 11.5	65.0	
			後	同上	10.5 ~ 13.5	65.0	

南筑後	県道	飯江線	前	みやま市山川町 河原内239番3 先から 同市瀬高町本吉 607番1先まで	9.0 ~ 14.1	190.0	
			後	同上	8.9 ~ 14.1	190.0	
南筑後	県道	富久線	前	みやま市瀬高町 文廣1623番4先 から 同市瀬高町文廣 1534番1先まで	11.0 ~ 14.5	113.0	
			後	同上	11.0 ~ 14.5	114.5	
直方	県道	室木線	前	宮若市四郎丸658 番2先から 同市芹田414番 1先まで	9.0 ~ 64.0	1,703.0	
			前	宮若市芹田344 番31先から 同市芹田414番 1先まで	27.0 ~ 75.0	605.0	
			後	宮若市四郎丸658 番2先から 同市芹田414番 1先まで	9.0 ~ 64.0	1,703.0	
			後	宮若市芹田344 番19先から 同市芹田414番 1先まで	22.7 ~ 75.0	632.0	
直方	県道	福岡線	前	宮若市福丸425 番先から 同市竹原287番 8先まで	11.0 ~ 35.6	579.5	

			後	宮若市福丸465番先から 同市竹原287番8先まで	15.0 ~ 60.0	750.0	
朝倉	一般国道	211号	前	朝倉郡東峰村福井705番1先から 同郡同村福井491番6先まで	5.8 ~ 12.7	454.0	
			後	同上	11.2 ~ 13.1	454.0	
朝倉	一般国道	386号	前	朝倉市杷木池田775番1先から 同市杷木寒水1番1先まで	9.3 ~ 9.8	7.5	
			後	同上	9.8 ~ 11.8	7.5	
朝倉	一般国道	386号	前	朝倉市杷木寒水22番8先から 同市杷木古賀1852番先まで	9.3 ~ 11.7	24.6	
			後	同上	11.3 ~ 13.7	24.6	
朝倉	県道	塔瀬十字線 小郡	前	朝倉市佐田5198番先から 同市佐田5234番先まで	4.8 ~ 8.3	145.0	
			後	同上	9.6 ~ 31.0	152.0	

八女	一般国道	442号	前	八女市本村1059番1先から 筑後市大字四ヶ所261番先まで	7.5 ~ 35.8	9,053.5	
			前	八女市本村1059番1先から 筑後市大字江口314番1先まで	7.0 ~ 63.5	8,381.2	
			後	八女市本村1059番1先から 筑後市大字四ヶ所261番先まで	7.5 ~ 35.8	9,053.5	
			後	八女市本村1059番1先から 筑後市大字江口314番1先まで	7.0 ~ 63.5	8,381.2	
八女	県道	田主丸線 黒木	前	八女市上陽町上横山217番1先から 同市上陽町北川内599番2先まで	3.8 ~ 10.9	963.8	
			前	八女市上陽町上横山217番1先から 同市上陽町北川内516番1先まで	5.6 ~ 32.0	1,095.7	うち県道八女香春線重用延長 315.7メートル
			後	同上	5.6 ~ 32.0	1,095.7	うち県道八女香春線重用延長 315.7メートル

田川	一般国道	322号	前	田川郡香春町大字中津原1934番2先から同郡同町大字中津原1932番7先まで	8.0 ~ 10.0	92.0	
			後	同上	10.5 ~ 14.5	92.0	
田川	一般国道	322号	前	田川郡香春町大字採銅所5388番2先から同郡同町大字採銅所5173番4先まで	11.5 ~ 14.0	721.0	
			後	同上	10.8 ~ 14.0	721.0	
田川	県道	田直川方線	前	田川市大字夏吉4077番1先から同市大字夏吉4076番3先まで	18.0 ~ 32.0	141.4	
			後	同上	19.0 ~ 32.0	141.4	
田川	県道	行添橋田線	前	田川郡大任町大字大行事3043番2先から同郡同町大字大行事3146番4先まで	5.6 ~ 32.0	173.5	
			後	同上	8.0 ~ 32.0	173.5	

田川	県道	田桑川野線	前	田川郡川崎町大字安真木5305番1先から同郡同町大字安真木5256番1先まで	8.8 ~ 13.0	112.5	
			後	同上	9.8 ~ 13.8	112.5	
田川	県道	田桑川野線	前	田川市魚町2171番1先から同市魚町2172番15先まで	5.3 ~ 18.5	45.5	
			後	同上	12.4 ~ 18.5	45.5	
田川	県道	香糸春田線	前	田川郡糸田町1961番4先から同郡同町1938番5先まで	6.5 ~ 20.5	190.0	
			後	田川郡糸田町1961番4先から同郡同町1938番7先まで	8.0 ~ 20.5	198.0	
田川	県道	香糸春田線	前	田川郡糸田町738番2先から同郡同町780番1先まで	7.8 ~ 31.2	225.0	
			後	同上	8.7 ~ 31.2	225.0	

田川	県道	猪国 豊前栴田線 停車場	前	田川郡川崎町大字安眞木5436番1先から同郡同町大字安眞木5447番先まで	8.0 ~ 16.0	189.0	
			後	同上	10.0 ~ 16.0	189.0	
田川	県道	英彦山 添田線	前	田川郡添田町大字津野1104番1先から同郡同町大字津野1104番1先まで	12.5 ~ 18.0	68.0	
			後	同上	12.5 ~ 18.0	68.0	
田川	県道	金田 夏吉線 伊田	前	田川市大字夏吉1819番1先から同市大字夏吉1857番2先まで	10.0 ~ 29.2	110.0	
			後	同上	10.0 ~ 29.2	110.0	
田川	県道	金田 夏吉線 伊田	前	田川市大字夏吉1857番2先から同市大字夏吉1701番1先まで	9.0 ~ 29.2	360.0	
			後	同上	9.0 ~ 29.2	360.0	

南筑後	県道	大牟田 荒尾線	前	大牟田市白金町218番先から同市三里町3丁目4番9先まで	23.2 ~ 29.6	2,068.0	うち一般国道389号、一般国道501号重用延長2068.0メートル
			前	大牟田市白金町225番先から同市三川町5丁目66番2先まで	11.4 ~ 21.0	2,198.7	
南筑後	県道	三池港線	後	大牟田市白金町218番先から同市三里町3丁目4番9先まで	23.2 ~ 29.6	2,068.0	うち一般国道389号、一般国道501号重用延長2068.0メートル
			前	大牟田市四山町9番30先から同市浪花町12番1先まで	6.0 ~ 19.7	1,286.7	
			前	大牟田市新港町1番48先から同市浪花町12番1先まで	21.3 ~ 27.0	1,659.3	
			後	大牟田市四山町9番30先から同市浪花町12番1先まで	6.0 ~ 19.7	1,286.7	
			後	大牟田市新港町1番199先から同市浪花町12番1先まで	22.3 ~ 56.0	1,630.0	

京 築	県 道	日出野 椎 田 線	前	築上郡築上町大字岩丸1647番 1 先から 同郡同町大字奈古869番 3 先まで	10.6 ~ 23.7	2,654.5	
			前	同上	9.0 ~ 23.7	2,663.5	
			後	同上	10.6 ~ 23.7	2,654.5	
北九州	県 道	福 間 宗 像 線 玄 海	前	福津市手光南 1 丁目1893番 2 先 から 同市光陽台 4 丁 目 8 番14先まで	16.0 ~ 39.5	407.6	
			後	同上	16.0 ~ 39.5	407.6	
北九州	県 道	福 間 宗 像 線 玄 海	前	福津市光陽台 4 丁目 8 番14先 から 同市光陽台 4 丁 目 1 番11先まで	18.0 ~ 21.8	69.5	
			後	同上	16.2 ~ 21.8	69.5	
北九州	県 道	福 間 宗 像 線 玄 海	前	福津市光陽台 4 丁目 1 番11先 から 同市大字津丸 1166番 5 先まで	14.2 ~ 27.4	559.0	
			後	同上	14.2 ~ 27.4	559.0	

北九州	県 道	大 循 環 島 線	前	宗像市大字大島 858番 1 先から 同市大字大島 2229番 1 先まで	4.6 ~ 17.0	1,515.4	
			前	同上	13.2 ~ 71.0	874.0	
			後	同上	4.6 ~ 17.0	1,515.4	
			後	宗像市大字大島 860番 1 先から 同市大字大島 2231番 1 先まで	14.0 ~ 74.0	836.0	

福岡県告示第617号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年3月31日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
福 岡	495 号	古賀市花見東 1 丁目1851番20先から 同市花見東 1 丁目1851番22先まで
福 岡	福 岡 東 環 状 線	糟屋郡粕屋町大字長者原282番先から 同郡同町大字長者原277番 7 先まで
福 岡	筑 紫 野 古 賀 線	糟屋郡久山町大字山田983番 5 先から 同郡同町大字山田1101番 2 先まで
福 岡	飯 塚 大 野 城 線	糟屋郡宇美町宇美 4 丁目3654番14先から 同郡同町宇美 5 丁目3716番 8 先まで



福岡	福岡線 篠栗	糟屋郡粕屋町大字仲原1807番1先から 同郡同町大字仲原2399番4先まで
福岡	志免線 須恵	糟屋郡粕屋町大字酒殿366番1先から 同郡同町大字酒殿367番8先まで
福岡	飯塚線 大野城	糟屋郡宇美町若草2丁目3303番65先から 同郡同町四王寺坂1丁目465番48先まで
福岡	町川原線 赤間	古賀市筵内1512番先から 同市筵内1518番3先まで
福岡	町川原線 赤間	古賀市筵内2594番1先から 同市筵内2601番1先まで
福岡	町川原線 福岡	古賀市青柳885番1先から 同市青柳1697番2先まで
福岡	湊府線 下	糟屋郡新宮町大字湊255番1先から 同郡同町大字湊251番1先まで
福岡	猪野線 篠栗	糟屋郡篠栗町大字津波黒394番73先から 同郡同町大字津波黒112番39先まで
久留米	鳥栖線 朝倉	三井郡大刀洗町大字富田1227番6先から 同郡同町大字富田1323番先まで
久留米	佐賀線 八女	久留米市三潯町玉満1156番8先から 同市三潯町玉満988番1先まで
久留米	甘木線 田主丸	久留米市田主丸町野田877番7先から 同市田主丸町野田876番4先まで
久留米	八女線 香春	うきは市浮羽町妹川2890番1先から 同市浮羽町妹川2870番1先まで
久留米	八女線 香春	うきは市浮羽町妹川2861番4先から 同市浮羽町妹川2792番4先まで
久留米	久留米線 浮羽	久留米市田主丸町野田1569番1先から 同市田主丸町野田877番7先まで
久留米	浮羽線 草野 久留米	久留米市山本町豊田220番1先から 同市山本町豊田226番1先まで

久留米	浮羽線 草野 久留米	久留米市田主丸町地徳2681番2先から 同市田主丸町地徳2677番1先まで
久留米	浮羽線 草野 久留米	久留米市草野町矢作516番3先から 同市草野町矢作517番3先まで
久留米	浮羽線 草野 久留米	久留米市山本町豊田194番1先から 同市山本町豊田192番11先まで
久留米	山北線 日田	うきは市浮羽町小塩1793番2先から 同市浮羽町小塩1773番1先まで
久留米	小郡線 基山	小郡市小郡923番1先から 同市小郡933番1先まで
久留米	本郷線 基山 停車場	小郡市三沢2961番1先から 同市三沢2963番7先まで
久留米	坊所線 城島	久留米市城島町芦塚673番2先から 同市城島町芦塚510番1先まで
久留米	吉井線 恵蘇宿	うきは市吉井町八和田178番1先から 同市吉井町八和田183番2先まで
久留米	八重亀線 菅野 春	三井郡大刀洗町大字菅野933番1先から 同郡同町大字菅野947番1先まで
久留米	長栖線 高橋	うきは市吉井町八和田184番2先から 同市吉井町八和田63番先まで
久留米	甘木線 吉井	うきは市吉井町八和田183番2先から 同市吉井町八和田178番1先まで
久留米	豊田線 北野	久留米市太郎原町1720番1先から 同市太郎原町33番1先まで
久留米	保木線 吉井	うきは市浮羽町三春827番6先から 同市浮羽町三春1361番3先まで
久留米	藤田線 日吉町	久留米市上津町205番3先から 同市本山1丁目363番1先まで

久留米	湯ノ原 合川線	久留米市高良内町1881番1先から 同市高良内町1938番20先まで
南筑後	442号	三潯郡大木町大字横溝1330番1先から 同郡同町大字横溝1332番2先まで
南筑後	443号	みやま市山川町北関269番1先から 同市山川町北関396番1先まで
南筑後	大牟田 川副線	みやま市高田町永治507番1先から 同市高田町永治1169番先まで
南筑後	湯辺田 瀬高線	みやま市瀬高町長田3274番1先から 同市瀬高町長田2359番2先まで
南筑後	水田 大川線	大川市大字鬼古賀187番188番合併1先から 同市大字三丸452番2先まで
南筑後	飯江 長田線	みやま市山川町尾野1695番1先から 同市山川町尾野1687番1先まで
南筑後	飯江 長田線	みやま市山川町河原内239番3先から 同市瀬高町本吉607番1先まで
南筑後	富久 瀬高線	みやま市瀬高町本郷2723番8先から 同市瀬高町本郷742番1先まで
南筑後	富久 瀬高線	みやま市瀬高町文廣1623番4先から 同市瀬高町文廣1534番1先まで
京築	長尾 稗田 平島線	京都郡みやこ町勝山黒田2683番1先から 同郡同町勝山黒田2682番1先まで
朝倉	386号	朝倉市杷木池田775番1先から 同市杷木寒水1番1先まで
朝倉	386号	朝倉市杷木寒水22番8先から 同市杷木古賀1852番先まで
朝倉	八女 香春線	朝倉郡東峰村大字宝珠山1204番1先から 同郡同村大字宝珠山3059番1先まで
朝倉	八女 香春線	朝倉郡東峰村大字宝珠山3691番3先から 同郡同村大字宝珠山4054番1先まで

朝倉	塔瀬 十文字 小郡線	朝倉市佐田5198番先から 同市佐田5234番先まで
朝倉	殖木 入地 甘木線	朝倉市石成747番先から 同市石成969番先まで
朝倉	福光 朝倉線	朝倉市福光358番2先から 同市福光429番2先まで
八女	442号	八女市蒲原773番1先から 筑後市大字徳久84番3先まで
北九州	宮田 遠賀線	遠賀郡遠賀町浅木2丁目978番3先から 同郡同町浅木2丁目984番4先まで
北九州	宮田 遠賀線	遠賀郡遠賀町浅木2丁目1099番先から 同郡同町浅木2丁目1082番先まで
八女	久留米 立花線	八女市立花町谷川1038番2先から 同市立花町谷川1029番1先まで
北九州	新延 中間線	中間市大字垣生1500番先から 同市大字垣生1671番1先まで
北九州	直方 北九州 自転車道線	遠賀郡芦屋町大字山鹿863番35先から 同郡同町大字山鹿864番先まで
八女	筑後 城島線	筑後市大字久富930番2先から 同市大字久富985番2先まで
八女	唐尾 広川線	八女市室岡607番3先から 同市亀甲1242番1先まで
八女	湯辺田 瀬高線	八女市立花町谷川1029番1先から 同市立花町谷川1103番2先まで
田川	322号	田川市大字猪国1742番1先から 同市大字猪国1981番6先まで
田川	322号	田川郡香春町大字中津原1934番2先から 同郡同町大字中津原1932番7先まで
田川	322号	田川郡香春町大字採銅所5342番6先から 同郡同町大字採銅所5173番4先まで

田川	500号	田川郡添田町大字落合1340番12先から 同郡同町大字落合1343番2先まで
田川	500号	田川郡添田町大字落合1318番2先から 同郡同町大字落合1340番12先まで
田川	500号	田川郡添田町大字落合769番1先から 同郡同町大字落合1286番4先まで
田川	田川直方線	田川市大字夏吉4077番1先から 同市大字夏吉4076番3先まで
田川	行橋線 添田線	田川郡大任町大字大行事3043番2先から 同郡同町大字大行事3146番4先まで
田川	八香女春線	田川郡添田町大字落合851番2先から 同郡同町大字落合914番3先まで
田川	田川桑野線	田川郡川崎町大字安真木5305番1先から 同郡同町大字安真木5256番1先まで
田川	田川桑野線	田川市魚町2171番1先から 同市魚町2172番10先まで
田川	香糸春田線	田川郡糸田町1961番4先から 同郡同町1938番7先まで
田川	香糸春田線	田川郡香春町大字香春1642番1先から 同郡同町大字香春1647番1先まで
田川	英彦山添田線	田川郡添田町大字津野1104番1先から 同郡同町大字津野1104番1先まで
田川	金夏伊田吉線	田川市大字夏吉1819番1先から 同市大字夏吉1857番2先まで
田川	金夏伊田吉線	田川市大字夏吉1857番2先から 同市大字夏吉1701番1先まで
南筑後	三池港線	大牟田市新港町1番199先から 同市新港町1番42先まで
南筑後	三池港線	大牟田市新港町1番204先から 同市新港町1番243先まで

京築	日出野椎田線	築上郡築上町大字奈古1033番先から 同郡同町大字奈古869番3先まで
北九州	宗像海線	宗像市赤間駅前1丁目95番2先から 同市赤間駅前1丁目201番2先まで
北九州	福岡間像海線	福津市津丸1166番5先から 同市津丸1200番1先まで
北九州	福岡間像海線	福津市津丸1136番3先から 同市津丸1166番5先まで
北九州	福岡間像海線	福津市光陽台4丁目8番14先から 同市大字手光1826番先まで
北九州	福岡間像海線	福津市光陽台4丁目8番14先から 同市光陽台4丁目1番11先まで
北九州	福岡間像海線	福津市光陽台4丁目1番11先から 同市光陽台4丁目21番2先まで
北九州	大循環線	宗像市大字大島858番1先から 同市大字大島2229番1先まで

## 福岡県告示第618号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づく遠賀川水系西川に係る浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川課並びに福岡県直方県土整備事務所及び福岡県北九州県土整備事務所において閲覧に供する。

平成22年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

公 告

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の2第1項の規定に基づき、準都市計画区域を次のように指定するので、同条第3項の規定により公告する。

平成22年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 準都市計画区域の名称

宗像準都市計画区域

2 準都市計画区域に含まれる土地の区域

宗像市深田、公園通り一丁目、公園通り二丁目及び公園通り三丁目の全部並びに多禮、田島、牟田尻、吉田、神湊、江口、池田、田野、上八及び鐘崎の各一部

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の2第4項において準用する同条第1項の規定に基づき、準都市計画区域を次のように変更するので、同条第3項の規定により公告する。

平成22年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 準都市計画区域の名称

糸田準都市計画区域

2 準都市計画区域に含まれる土地の区域

田川郡糸田町の一部

公告

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営中央公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成22年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称

福岡県営中央公園

2 位置

北九州市小倉北区、八幡東区、戸畑区

3 利用料金の承認年月日

平成22年3月31日

4 利用料金

野球場

単 位	都市公園名	金 額
2時間以内	中央公園	470円

備考 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるとき額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。

公告

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営筑豊緑地の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成22年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称

福岡県営筑豊緑地

2 位置

飯塚市仁保、鹿毛馬

3 利用料金の承認年月日

平成22年3月31日

4 利用料金

(1) 野球場

単 位	都市公園名	金 額
-----	-------	-----

2時間以内	筑豊緑地	2,600円
-------	------	--------

## 備考

- 1 競技者のすべてが学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 2 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるときの額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。
- 3 野球場に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分		単 位	金 額
野球場の照明	筑豊緑地	30分以内	4,600円
スコアボード		1回	1,320円
放送設備		1回	2,420円

## (2) 庭球場

単 位		金 額	
庭球場	1面2時間以内	650円	
練習場	一 般	1回1時間以内	140円
	学 生	1回1時間以内	80円

## 備考

- 1 この表において「学生」とは、学校教育法第1条に規定する学校に就学している者及びこれに準ずる者をいう。
- 2 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
庭球場の照明	30分以内	510円
温水シャワー	1人	120円
コインロッカー	1回	50円

## (3) 多目的広場

都市公園名	単 位		金 額
筑豊緑地	球技場	全面 半面	2時間以内 3,000円 1,500円
	ソフトボール場	一面	2時間以内 600円

## 備考

- 1 競技者のすべてが学校教育法第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 2 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分		単 位	金 額
多目的広場の照明	筑豊緑地（球技場）	全点灯 半点灯	30分以内 2,000円 1,000円
	筑豊緑地（ソフトボール場）		30分以内 800円

## (4) 研修室

単 位	都市公園名	金 額
1時間	筑豊緑地	350円

## (5) プール等

## イ 占用使用の場合

区 分	単 位 ・ 金 額						
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで	
プー ル	夏季期間（屋内プール）	19,950円	26,600円	23,940円	46,550円	50,540円	70,490円
	夏季期間（屋外プール）	22,800円	30,400円		53,200円		

温水期間(屋内プール)	29,940円	39,920円	35,930円	69,860円	75,850円	105,790円
トレーニング室	9,030円	12,040円	10,840円	21,070円	22,880円	31,910円

ロ 個人使用の場合

区 分		単 位	金 額	
プ ー ル	夏季期間(屋内プール・屋外プール)	2時間	一般	350円
			生徒	200円
			児童(屋内プールのみ)	150円
		2時間を超えるとき30分ごとに	一般	90円
			生徒	50円
			児童(屋内プールのみ)	40円
	温水期間(屋内プール)	2時間	一般	500円
			生徒	300円
			児童	200円
		2時間を超えるとき30分ごとに	一般	130円
			生徒	80円
			児童	50円
ト レ ー ニ ン グ 室	2時間	一般	350円	
		小学生・生徒	180円	
	2時間を超えるとき1時間ごとに	一般	180円	
		小学生・生徒	90円	

備考

- この表において「占有使用」とは講習会、競技大会その他催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占有使用以外の場合をいう。
- この表において「夏季期間」とは7月1日から9月30日までを、「温水期間」とは10月1日から翌年の6月30日までをいう。

3 この表において「児童」とは幼児及び小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）の児童並びにこれらに準ずる者を、「生徒」とは中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者を、「一般」とは児童及び生徒以外の者を、「小学生」とは小学校の児童及びこれに準ずる者をいう。

4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における占有使用の場合の額は、当該使用区分の額の2割増の額とする。

5 占有使用の場合、競技者のすべてが学校教育法第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずるものである場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。

6 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるときの額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。

7 プールの占有使用の場合、1コース単位で使用できるものとし、この場合の額は、屋内プールは当該使用区分の額の7分の1とし、屋外プールは当該使用区分の額の8分の1とする。

8 個人使用の場合、11枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の10回分に相当する額とする。

9 次の者は、無料とする。

- 65歳以上の者
- 障害者及びその介護者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 障害者

- 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- 療育手帳の交付を受けている者
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者



## イ 介護者

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年福岡県規則第55号）第9条第5号に規定する身体障害者、療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級若しくは2級の精神障害者を介護する者

10 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
放送設備	1回	2,420円
コインロッカー	1回	50円
自動計時装置	1回	3,270円
移動式電光掲示板	1回	6,540円

## 公告

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営筑後広域公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成22年3月31日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 名称

福岡県営筑後広域公園

## 2 位置

筑後市大字津島、みやま市瀬高町本郷、長田

## 3 利用料金の承認年月日

平成22年3月31日

## 4 利用料金

## (1) 庭球場

単 位	金 額
-----	-----

庭球場	1面2時間以内	650円
-----	---------	------

備考 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
庭球場の照明	30分以内	510円

## (2) 多目的広場

都市公園名	単 位		金 額	
筑後広域公園	多目的運動場	全面	2時間以内	3,000円
		半面		1,500円
	多目的広場	全面	2時間以内	600円
		半面		300円

## 備考

- 競技者のすべてが学校教育法第1条（昭和22年法律第26号）に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分			単 位	金 額
多目的広場の照明	筑後広域公園（多目的運動場）	全点灯	30分以内	2,300円
		内野点灯		1,200円
		外野点灯		1,400円

## (3) 体育館

## イ 占用使用の場合

区 分	単位・金額					
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
アリーナ	3,560円	4,740円	5,930円	8,310円	10,680円	14,240円

## ロ 個人使用の場合



単 位	金 額	
2 時間	一般	230円
	小学生・生徒	100円
2 時間を超えるとき 1 時間ごとに	一般	120円
	小学生・生徒	50円

## 備考

- この表において「占有使用」とは競技大会その他催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占有使用以外の場合をいう。
- この表において「小学生」とは小学校（特別支援学校の小学部を含む。）の児童及びこれらに準ずる者を、「生徒」とは中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者を、「一般」とは小学生及び生徒以外の者をいう。
- 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における占有使用の場合の額は、当該使用区分の額の2割増の額とする。
- 占有使用の場合、利用者のすべてが学校教育法第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるときの額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。
- 占有使用の場合、特別な設備を設置して電気を使用するときの額は、当該使用区分の額に、使用する電気の実費に相当する額を加算する。
- アリーナは、2分の1又は4分の1の面積で占有使用できるものとし、この場合の額は、使用面積に応じて、当該使用区分の額のそれぞれ2分の1、4分の1とする。
- 次の者は、無料とする。

- 65歳以上の者
- 障害者及びその介護者であって、次のいずれかに該当するもの

## ア 障害者

- 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- 療育手帳の交付を受けている者
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

## イ 介護者

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年福岡県規則第55号）第9条第5号に規定する身体障害者、療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級若しくは2級の精神障害者を介護する者

- この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
温水シャワー	1人	120円
コインロッカー	1回	50円

## (4) 研修室

単 位	都市公園・施設名	金 額
1 時間	筑後広域公園（管理宿泊棟を除く）	350円
	筑後広域公園（管理宿泊棟）	2,000円

## 備考

筑後広域公園管理宿泊棟の研修室は、2分の1の面積で使用できるものとし、この場合の額は、1,000円とする。

## (5) 宿泊施設

イ 一般利用の場合

区分	単位・金額	
	1人利用	2人以上利用
Sタイプ	8,400円	7,350円
Aタイプ	6,300円	5,250円
Bタイプ	5,250円	4,200円
Cタイプ	4,200円	

□ 合宿利用の場合

単位	金額
1人	1,600円

備考

- この表において「Sタイプ」、「Aタイプ」、「Bタイプ」又は「Cタイプ」とは、それぞれ14畳以上の部屋、10畳部屋、8畳部屋又は6畳部屋のことをいう。
- この表において「合宿利用」とは、8名以上が同時に備考1に規定する部屋以外の部屋を利用して宿泊する形態のことをいう。
- この表中の金額は、いずれも1泊、1人当たりの料金とする。
- 表中の料金には、食事は含まない。
- この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

(6) 浴場

単位	金額
1人・1回	500円

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第2号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県立アジア文化交流センター条例施行規則（平成17年福岡県規則72号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県新社会推進部県民文化スポーツ課に備え置きます。

平成22年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見を募集しなかった理由

福岡県立アジア文化交流センターに新たに茶室を整備したことにより、福岡県立アジア文化交流センター条例の一部を改正する条例（平成22年福岡県条例第4号）を制定したことに伴い、その使用料に関する規定の整備を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第2号の規定に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 公布日

平成22年3月31日

公告

「福岡県土砂埋立等による災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部改正」について、平成22年1月4日から平成22年2月3日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成22年3月17日に公布しました。

平成22年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

問い合わせ先

農林水産部森林保全課開発指導係

電話：092 - 643 - 3546

メールアドレス：hozen@pref.fukuoka.lg.jp

公告

平成22年度調理師試験を次のように実施する。

平成22年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者で、多数人に対して飲食物

を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したものの

## 2 試験

### (1) 方法

試験は筆記試験とし、試験科目は次のとおりとする。

- ア 食文化概論
- イ 衛生法規
- ウ 公衆衛生学
- エ 栄養学
- オ 食品学
- カ 食品衛生学
- キ 調理理論

### (2) 日時

平成22年8月1日（日曜日）  
午後1時から午後3時まで

### (3) 場所

太宰府市五条3丁目11番25号  
日本経済大学

## 3 受験手続及び受付期間

### (1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類（福岡県知事が実施した平成21年度調理師試験の受験票の原本を提出する場合は省略可能）及び写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦5センチメートル、横5センチメートルのもの）1枚並びに受験申込手数料6,100円を添えて住所地又は就業地を管轄する保健福祉環境事務所又は保健福祉事務所（ただし、福岡市においては各区保健福祉センター衛生課食品係とし、北九州市においては小倉北区及び八幡西区は保健所、その他の区は各区役所内生活支援課保健福祉相談係とし、大牟田市、久留米市においては保健所とする。以下「保健福祉環境事務所等」という。）に提出すること。福岡県内に住所地又は就業地を有しない者は、直接、福岡県保健医療介護部健

康増進課（郵便番号812 - 8577福岡市博多区東公園7番7号。以下「健康増進課」という。）に提出すること。

(ア) 学校教育法第57条の規定に該当することを証する書類 1部

(イ) 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類 1部

イ 受験願書の用紙は、最寄りの保健福祉環境事務所等で交付する。

ウ 受験申込手数料6,100円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は一切返還しない。

エ 郵便によって受験を申込み場合は、必ず書留郵便にすること。

オ 福岡県知事が実施した平成21年度調理師試験の受験票（原本）を提出する場合は、3の(1)のアの(ア)及び(イ)の書類を省略することができる。

### (2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成22年5月31日（月曜日）から6月4日（金曜日）までとし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

イ 郵便による受験申込みは、平成22年6月4日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

## 4 合格者の発表

(1) 試験に合格した者の受験番号は、平成22年8月26日（木曜日）に発表する。発表は、福岡県ホームページ及び保健福祉環境事務所等に掲示して行う。福岡県内に住所地又は就業地を有しない者については健康増進課に掲示する。

(2) 合格者に対しては、合格の通知を行う。

## 5 その他

(1) 受験手続その他の問い合わせは、最寄りの保健福祉環境事務所等又は健康増進課に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、あて先及び郵便番号を明記して90円切手をはった返信用封筒を必ず同封すること。

(2) 出題形式は客観式四肢択一とする。

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37

条第1項の規定に基づき、「福岡県暴力団排除条例の規定による訴訟に関する費用に充てる資金の貸付け等に関する規則（案）」について、平成21年11月27日から同年12月26日までの間、意見公募手続を実施したが、意見は提出されなかったため、行手条例第41条第1項の規定に基づき公告する。

平成22年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 関連資料等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部暴力団対策部組織犯罪対策課に備え置く。

公告

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定に基づき、福岡有明海地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同条第4項の規定により公告する。

その事業計画の案は、平成22年3月31日から同年4月20日までの間、福岡県農林水産部水産局水産振興課において公衆の縦覧に供する。

平成22年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

公告

福岡県土地利用基本計画（昭和50年9月22日策定）を平成22年3月16日付けで変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成22年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更に係る事項

福岡県土地利用基本計画図の都市地域、農業地域及び森林地域の区域並びに福岡県土地利用基本計画書

2 変更の内容

(1) 計画図

変更する地域名	変更する区域	関係市町村
都市地域	次の図面のとおり	北九州市、吉富町
農業地域		宗像市、福津市、朝倉市
森林地域		那珂川町、宗像市、新宮町、八女市、直方市、赤村、北九州市

（「次の図面」は省略し、福岡県企画・地域振興部総合政策課並びに関係市役所、町役場及び村役場において縦覧に供する。）

(2) 計画書

次のとおり。

# 福岡県土地利用基本計画書

平成22年3月

福岡県

## 前 文

本土地利用基本計画（以下「本基本計画」という。）は、福岡県の区域について、適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法第9条の規定に基づき、国土利用計画（全国計画及び福岡県計画）を基本として策定した。

本基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たっての基本となる計画である。すなわち、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に、規制の基準としての役割を果たすものである。

## 目 次

## 前 文

1. 土地利用の基本方向	1
(1) 県土利用の基本方針	1
① 基本理念	1
② 基本的視点	1
③ 県土利用の基本方向	1
(2) 地域類型別の県土利用の基本方針	2
① 都市	2
② 農山漁村	2
(3) 地域別の県土利用の基本方針	3
① 福岡地域	3
② 筑後地域	4
③ 筑豊地域	5
④ 北九州地域	5
(4) 土地利用の原則	6
① 都市地域	6
② 農業地域	7
③ 森林地域	8
④ 自然公園地域	8
⑤ 自然保全地域	9
2. 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針	10
(1) 土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方向	10
① 都市地域と農業地域とが重複する地域	10
② 都市地域と森林地域とが重複する地域	10
③ 都市地域と自然公園地域とが重複する地域	10
④ 都市地域と自然保全地域とが重複する地域	11
⑤ 農業地域と森林地域とが重複する地域	11
⑥ 農業地域と自然公園地域とが重複する地域	11
⑦ 農業地域と自然保全地域とが重複する地域	11
⑧ 森林地域と自然公園地域とが重複する地域	11
⑨ 森林地域と自然保全地域とが重複する地域	11
(2) 特に土地利用の調整が必要と認められる地域の 土地利用調整上留意すべき基本的事項	12
3. 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画	13



## 1. 土地利用の基本方向

### (1) 県土利用の基本方針

#### ① 基本理念

県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であり、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤である。県土の利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び歴史的・文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の総合的な発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

#### ② 基本的視点

土地利用の転換を図る上での不可逆性への配慮、適正な土地利用計画に基づいた土地の有効利用の実現、適正な地価の形成、良好な環境や景観の保全・創造、県民生活の安全性の確保を基本的な視点とする。

#### ③ 県土利用の基本方向

本県における県土の利用は、本県の継続的な経済的・文化的発展と豊かな県民生活の実現に資するものでなければならない。そのためには、今後の地方分権の進捗状況を十分に踏まえながら、県土が持つポテンシャルを最大限に活用することにより、グローバル化の進展に伴う国際的な地域間競争に対応するとともに、県土利用の質的向上を進めていくことが必要である。

##### ア グローバル化の進展に対応した県土利用

グローバル化の進展に伴う国際的な地域間競争に対応するためには、自動車産業をはじめシステムLSI、バイオ等先端成長産業の更なる集積を図り、アジアにおける産業集積拠点を目指す必要がある。また、アジアとの多様で高度な交流・連携関係を一層深めていくことにより、深刻化する都市・環境問題の知的戦略拠点、知的拠点として展開する学術集積拠点、国際分業を支える戦略的物流結節拠点、人的交流・情報交流拠点、文化・生活創造発信拠点として「アジア交流広域都市圏」の構築を目指していくことが求められている。

##### イ 県土利用の質的向上

県土利用の質的向上に関しては、良好な景観に配慮した美しくゆとりのある県土利用、安全で安心できる県土利用、循環と共生を重視した県土利用を基本とする。また、県内各地にバランスよく保健・医療・福祉・文化・教育・産業等の拠点を配置し、それらを道路や情報インフラ等のネットワークで結び、人的交流や地域間の連携を図るとともに、都市と農山漁村が相互に補完し合い、全体が一体的に発展する県土ふくおかを創造する。さらに、NPOやまちづく

り団体、地域住民等の多様な主体による地域づくり等の取組を積極的に支援するとともに、これらの団体との協働を図る。

## (2) 地域類型別の県土利用の基本方針

### ① 都市

都市部では、中心市街地における大規模集客施設の立地誘導や街なか居住等を促進し、都市機能の集積を図りつつ、既成市街地においては、再開発や低未利用地の活用等により土地利用の高度化を進める。

都市整備に当たっては、地域防災拠点の整備やオープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造を形成する。また、住居系、商業系、業務系等の多様な機能をバランスよく配置し、健全な水循環系の構築や緑地・水面等の効率的な配置により、環境負荷が少ない集約型の都市構造を形成する。また、美しく良好なまちなみ景観の形成を図る。

人口増加や産業集積等により、新たな土地需要が見込まれる地域については、景観や環境保全、地域農業に及ぼす影響に十分に配慮し、既存の低未利用地を活用するほか、計画的かつ適切な土地利用を推進する。

### ② 農山漁村

農山漁村部では、豊かで美しい自然環境の維持・保全、里地里山の保全・再生、良好な景観の形成に取り組みつつ、良好な生活環境を整備するとともに、道路等のネットワーク化を進めることにより、都市部との交流を促進する。

農業や森林の持つ国土保全機能等多面的機能を最大限に発揮させるため、優良農用地や森林を確保し、その整備と保全、利用の高度化を図るとともに、多様な主体の参画等により県土資源の適切な管理を図る。

拡大する耕作放棄地については、農業的な土地利用を積極的に進めることとし、農業的土地利用が困難なものについては、地域の特性に応じた非農業的な土地利用を検討するなど、その有効利用を促進する。荒廃した森林については、森林環境税を活用し、森林再生のための施策を積極的に展開する。

産業用地や一般廃棄物処理施設の立地に当たっては、自然環境や生活環境、地域農業に及ぼす影響に十分に配慮し、土地利用計画に位置付けるなど総合的かつ適正な調整の下で、計画的な整備を図る。また、産業廃棄物処理施設の立地に当たっては、地域住民の意見等を踏まえ、生活環境の保全に配慮して、適正な土地利用に努める。

自然公園地域等自然環境を保全すべき地域については、生物の多様性の確保や生態系の維持、優れた風景の保護、自然とのふれあいの増進等に配慮しつつ、適

正な維持・管理を図る。また、自然環境が劣化している場合は、再生に努める。

### (3) 地域別の県土利用の基本方針

地域別の土地利用に当たっては、土地、水、自然等の県土資源の有限性を踏まえ、地域の特性を活かした地域間の均衡と調和のある発展を図る見地から、安全で快適な生活環境と活力ある効率的な生産基盤を創造するための必要な基礎的条件を整備し、県土全体の調和ある有効利用とともに環境の保全が図られるよう、適切に対処しなければならない。

県内地域区分は、県土の自然的、経済的諸条件を勘案して、福岡地域（福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、朝倉市、糸島市、筑紫郡（那珂川町）、糟屋郡（宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町）、朝倉郡（筑前町、東峰村）、筑後地域（大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、みやま市、三井郡（大刀洗町）、三潞郡（大木町）、八女郡（広川町）、筑豊地域（直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡（小竹町、鞍手町）、嘉穂郡（桂川町）、田川郡（香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町）及び北九州地域（北九州市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡（芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町）、京都郡（苅田町、みやこ町）、築上郡（吉富町、上毛町、築上町）の4区分とする。

#### ① 福岡地域

福岡地域は、商業・サービス産業を中心とした第三次産業が集積するとともに、全国で4番目の国立博物館として九州国立博物館が開館するなど、アジアとの交流の窓口として国際交流・連携が進んでおり、今後、アジアの交流拠点としての役割を果たしていくことが求められている。

本地域では、業務・商業機能をはじめ、交通・物流機能、知的・学術・文化機能、情報発信機能等の中核的都市機能をさらに充実させるため、九州新幹線鹿児島ルート全線開業に向けた博多駅周辺地域等の整備を進めるほか、福岡空港や博多港の機能強化、九州大学学術研究都市構想の促進、福岡アジアビジネス特区の推進によるアジアビジネスの拠点化、各拠点施設へのアクセス道路の整備等を進め、活気あふれる都市形成を図る。併せて、九州大学の移転に伴う伊都キャンパスや箱崎、六本松キャンパス跡地及びその周辺地域では、地域活力の向上に繋がる土地利用を検討する。

また、急激な都市機能の集積によって悪化した交通渋滞を解消し、安全で快適な道路交通環境を確保するため、福岡都市高速道路5号線の建設等都市交通の円滑化を促進するほか、安定的な水供給のための水源整備や広域利水の促進、北部福岡緊急連絡管の整備、台風等による豪雨災害に対する総合的な治水対策を行う

とともに、環境や防災面に十分配慮しつつ、都市部の低未利用地を有効活用するなど、安全で快適な都市空間の整備を進める。

さらに、水素エネルギーやロボット、システムLSI等の先端成長産業の育成並びに集積を図るとともに、自動車関連産業を集積させるために、市町村と連携し、工業団地の新規開発を促進する。

大消費地である福岡市を有する地理的条件を活かし、都市近郊型農業の振興を図るとともに、市民農園等を活用し都市との交流を図る。都市近郊の森林は、良好な生活環境を確保するため、レクリエーション等の場として整備を図るほか、その適切な維持・管理に努める。

## ② 筑後地域

筑後地域は、豊かな自然と文化・歴史に恵まれ、多様な産業が展開し、個性ある都市が存在する魅力に満ちた地域であり、今後、福岡都市圏への近接性を活かしつつ、新たな都市圏の形成が求められている。

本地域では、今後とも、都市と農山漁村の特性を活かした特色ある地域づくりを進め、県民のニーズに対応した、自然を活かした文化圏を形成することにより、地域の未来を拓く先駆的な取組として筑後ネットワーク田園都市圏の創造を目指す。

また、本地域の産業、経済の活性化に大きく寄与する九州新幹線鹿児島ルート全線開業に向け、沿線地域の整備を促進するとともに、アクセス道路等の駅周辺整備を推進する。併せて、有明海沿岸道路や幹線道路、三池港等交通・物流網の整備を促進するとともに、オフィスアルカディア構想の促進等学術研究機能、都市機能の高度化と拠点性の向上を図る。

さらに、筑後景観憲章に基づき、矢部川流域・筑後川流域における広域的な景観の保全・整備のルールづくりを促進するとともに、筑後川水系における河川改修による治水安全度の向上や既設ダムへの導水による適切な水管理の促進、筑後広域公園の整備、有明海の環境保全・水質改善を図るなど、美しくゆとりがあり、安全・安心な地域づくりを進める。加えて、大牟田エコタウン「ゼロエミッション（ごみゼロ）構想」に基づき、先進的な環境調和型のまちづくりを推進する。

県下最大の食料供給基地として、国内産地や輸入農産物に負けない産地づくり、消費者が求める農産物づくりを進めるために、低コストで高品質な農産物生産を実現する新技術や省力栽培技術を導入し、意欲的で産地をリードする農業者への支援や生産基盤の整備を積極的に行う。また、県下でも有数の林業地帯である本地域の林業振興のため、生産基盤と定住環境の一層の充実を図る。

久留米アジアバイオ特区等を活用し、アジアにおけるバイオ産業拠点の形成を進め、自動車関連産業を含めた先端成長産業の育成並びに集積を図るほか、市町

村と連携し、工業団地の新規開発を促進する。

### ③ 筑豊地域

筑豊地域は、福岡・北九州都市圏に近接し、県土軸の交差する位置にある。本地域では、これまで産炭地域振興対策等の実施により、産業基盤や生活環境整備を中心に各種の整備が進められてきたが、今後は地域の産業・文化等の地域資源を総合的に把握し、新たな地域振興施策を展開することにより、魅力あふれる地域づくりを進めることが求められている。

本地域では、福岡・北九州都市圏との連携強化や多様な地域間の交流を図るため、地域活性化インターチェンジ等基幹交通網や高度情報通信基盤の整備を推進するとともに、新しい産業構造への転換を図るため、振興拠点施設として直鞍産業振興センター（アドックス福岡）、e-ZUKAトライバレーセンター、たがわ情報センターの活用を図るほか、大学と連携し学術研究機能の高度化と拠点化を図る。

また、地域への定住促進に向けて、水資源の確保、河川の整備、下水道の整備等居住環境の整備を進めるとともに、福岡県北東部地方拠点都市地域整備構想に基づき、植木メカトロビジネスタウン拠点地区、感田東流通・定住拠点地区の地域整備を推進する。

さらに、農業生産基盤の整備、花き類のブランド化の促進、特長ある米づくりの推進、直売所を核とした消費者との交流等筑豊農業の活性化を図る。併せて、遠賀川上流の森林は、複層林の造成等により、森林の多面的機能の強化を図るとともに、森林の管理水準の一層の向上を図る。

システムL S I設計開発拠点の形成、飯塚アジアIT特区等を活用したITビジネスの拠点化、企業誘致等による自動車関連産業の育成並びに集積を図るとともに、市町村と連携し、工業団地の新規開発を促進する。加えて、英彦山や温泉、上野焼や食文化、旧伊藤伝右衛門邸、嘉穂劇場、平成筑豊鉄道等多様な観光資源のネットワーク化等を通じ、観光の振興を図る。

### ④ 北九州地域

北九州地域は、九州の玄関口であるとともに、東九州軸の拠点地域である。その地理的優位性を活かしつつ、北部九州における大都市圏としての機能強化と新たな産業の展開を図ることが求められている。

本地域では、国際物流拠点の形成に向けて、北九州空港や北九州港、苅田港等の物流基盤の機能強化を進めるほか、東九州自動車道の整備促進、幹線道路の整備推進、北九州市国際物流特区を活用した産業の集積、新産業の創出等を図る。併せて、北九州学術研究都市整備構想の促進等学術研究機能、都市機能の高度化



と拠点性の向上を図る。また、水資源の確保、河川整備の推進、北部福岡緊急連絡管の整備等を図ることにより、安全・安心かつ快適な生活環境を創出する。さらに、自動車関連、水素エネルギー、ロボット、システムLSI等先端成長産業の育成並びに集積を図るとともに、市町村と連携し、工業団地の新規開発を促進する。加えて、営農集団を育成するなど生産体制の強化を行うことにより都市近郊型農業の振興を図る。都市近郊の森林は、レクリエーション等の場として整備を図るほか、適切な維持・管理に努める。

北九州都市圏では、近年、自動車や半導体関連産業等の加工組立型産業、公害克服の歴史の中から生まれた環境産業の集積が進んでいる。今後は、地元企業の競争力向上、知的基盤の充実、企業誘致等により、先端成長産業の集積を図るとともに、北九州エコタウン事業の推進により、環境リサイクル産業の集積を促進する。

京築地域では、近年、自動車関連産業の集積が進んでいる。今後は、拠点都市での都市機能の整備と産業集積を促進するとともに、農山漁村については、生産基盤及び生活環境の整備を進めるとともに、都市との交流を促進する。併せて、京築連帯アメニティ都市圏構想に基づき、京築地域一体での広域的な地域振興を推進する。

#### (4) 土地利用の原則

県土利用は、土地利用基本計画図に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域ごとに、それぞれ次の原則に従って適正に行わなければならない。なお、五地域いずれにも属さない地域においては、当該地域の特性及び周辺地域との関連等を考慮して適正な土地利用を図るとともに、特に将来の無秩序な開発等が懸念される場合には、個別規制法の区域・地域の指定による措置を講じるなど、適正な土地利用の規制・誘導に努めるものとする。

##### ① 都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域である。

都市地域の土地利用については、農林漁業との健全な調和を図りつつ、良好な都市環境の確保、形成及び機能的な都市基盤の整備等に配慮しながら、既成市街地の整備を推進するとともに、今後新たに必要とされる宅地を市街化区域（都市計画法第7条第1項による市街化区域をいう。以下同じ。）又は用途地域（都市計画法第8条第1項第1号による用途地域をいう。以下同じ。）において計画的に確保、整備することを基本とする。

ア 市街化区域においては、安全性、快適性、利便性等に十分配慮した市街地の開発、交通体系の整備、上下水道その他の都市施設の整備を計画的に推進する

とともに、当該地域内の樹林地、水辺地等自然環境を形成しているもので、良好な生活環境を維持するため不可欠なものについては、積極的に保護、育成を図るものとする。

イ 市街化調整区域（都市計画法第7条第1項による市街化調整区域をいう。以下同じ。）においては、特定の場合を除き、都市的な土地利用を抑制し、良好な都市環境を保全するための緑地等の保全を図るものとする。

ウ 市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域における用途地域内の土地利用については、市街化区域における土地利用に準ずるものとし、用途地域以外の都市地域においては、土地利用の動向を踏まえ、環境及び農林地の保全に留意しつつ、都市的な土地利用を認めるものとする。

## ② 農業地域

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域である。

農業地域の土地利用については、農用地が食料供給源として国民の最も基礎的な土地資源であるとともに、良好な生活環境や自然環境の構成要素であることにかんがみ、現況農用地は極力その保全と有効利用を図るとともに、県土の有効利用、生産性の向上等の見地から今後新たに必要とされる農用地等を農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号による農用地等として利用すべき土地の区画をいう。以下同じ。）において計画的に確保、整備するものとする。

ア 農用地区域内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることにかんがみ、土地改良、農用地造成等の農業基盤の整備を計画的に推進するとともに、農用地の流動化による意欲ある担い手への農地利用集積をすすめ、農用地の効率的な利用と生産性の向上を図るものとし、他用途への転用は原則として行わないものとする。

イ 農用地区域を除く農業地域内の農地等については、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整を了した場合には、その転用は極力調整された計画等を尊重し、農業生産力の高い農地、集団的に存在している農地、又は農業に対する公共投資の対象となった農地（以下「優良農地」という。）は後順序に転用されるよう努めるものとし、農業以外の土地利用計画との調整を了しない地域及び農業以外の土地利用計画の存しない地域においては、優良農地の転用は原則として行わないものとする。

なお、農用地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や地域景観・自然環境等に及ぼす影響に留意し、非農業的土地利



用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農用地が確保されるよう十分考慮するものとする。

### ③ 森林地域

森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。

森林地域の土地利用については、森林が木材生産等の経済的機能を持つとともに、国土保全、水源かん養、地球温暖化防止等の公益的機能を通じて県民生活に大きく寄与していることにかんがみ、必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する諸機能が継続的に発揮されるよう、積極的に整備と保全を図るものとする。

特に、都市近郊の森林については、良好な生活環境を確保するため、保健休養やレクリエーションの場としての整備を図るほか、緑地として保全するものとする。また、農山漁村部の森林については、地域の特性を活かした利用について検討するほか、森林の整備を積極的に展開し、その維持・管理に努めるものとする。さらに、原生的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図るものとする。

ア 保安林（森林法第25条第1項及び第25条の2による保安林をいう。以下同じ。）については、国土保全、水源かん養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることにかんがみ、適正な管理を行うとともに他用途への転用は行わないものとする。

イ 保安林以外の森林地域については、経済的機能及び公益的機能の維持増進を図るものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源として依存度の高い森林、優良人工造林地又はこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、極力他用途への転用を避けるものとする。

なお、森林を他用途へ転用する場合には、国土保全、自然環境の保全等の多面的機能の低下を防止することを十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図るものとする。

### ④ 自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域である。

自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その利用を通じて県民の保健、休養及び教化に資するものであることにかんがみ、優れた自然の保護とその適正な利用を図るものとする。

ア 特別保護地区（自然公園法第14条第1項による特別保護地区をいう。以下同じ。）については、その景観を維持すべきものであることにかんがみ、厳正

な保護を図るものとする。

イ 特別地域(自然公園法第13条第1項又は第60条第1項による特別地域をいう。以下同じ。)のうち特別保護地区以外の地域については、その風致の維持を図るべきものであることにかんがみ、都市的利用及び農業的利用等を行うための開発行為は極力避けるものとする。

ウ その他の自然公園地域においては、都市的利用又は農業的利用を行うための大規模な開発、その他自然公園としての風景地の保護に支障をきたすおそれのある土地利用は極力避けるものとする。

⑤ 自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域である。

自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、広く県民がその恵沢を享受するとともに、将来の県民に自然環境を継承することができるよう、積極的に保全を図るものとする。

ア 特別地区(自然環境保全法第25条第1項又は第46条第1項による特別地区をいう。以下同じ。)においては、その指定の趣旨にかんがみ、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとする。

イ その他の自然保全地域においては、原則として土地の利用目的を変更しないものとする。

## 2. 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

### (1) 土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方向

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうち2地域が重複している地域においては次に掲げる調整指導方針に即し、また、3以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して、1の(2)に掲げる地域類型別の県土地利用の基本方針、及び(3)に掲げる地域別の土地利用の基本方針に基づき、人口動向等地域特性を踏まえた適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。

#### ① 都市地域と農業地域とが重複する地域

ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合  
農用地としての利用を優先するものとする。

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合  
土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

#### ② 都市地域と森林地域とが重複する地域

ア 都市地域と保安林の区域とが重複する場合  
保安林としての利用を優先するものとする。

イ 市街化区域又は用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合  
原則として、都市的な利用を優先するが、公益的機能を有する森林としての保全に努めるものとする。

ウ 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

原則として、森林としての利用を優先するものとし、森林としての利用と都市的な利用との調整を図るものとする。

#### ③ 都市地域と自然公園地域とが重複する地域

ア 市街化区域又は用途地域と自然公園地域とが重複する場合

自然公園としての機能を維持しつつ、これとの調整を図りながら、都市的な利用を図っていくものとする。

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域とが重複する場合  
自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。

ウ 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と特別地域以外の自然公園地域と

が重複する場合

自然公園としての機能を重視しつつ、両地域の調整を図るものとする。

- ④ 都市地域と自然保全地域とが重複する地域  
自然環境としての保全を優先するものとする。
  
- ⑤ 農業地域と森林地域とが重複する地域
  - ア 農業地域と保安林の区域とが重複する場合  
保安林としての利用を優先するものとする。
  - イ 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合  
原則として、農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら森林としての利用を認めるものとする。
  - ウ 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合  
森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。
  
- ⑥ 農業地域と自然公園地域とが重複する地域
  - ア 農業地域と特別地域とが重複する場合  
自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。
  - イ 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合  
自然公園としての機能を重視しつつ、両地域の調整を図るものとする。
  
- ⑦ 農業地域と自然保全地域とが重複する地域  
自然環境としての保全を優先するものとする。
  
- ⑧ 森林地域と自然公園地域とが重複する地域  
自然公園としての機能を重視しつつ、両地域の調整を図るものとする。
  
- ⑨ 森林地域と自然保全地域とが重複する地域  
自然環境としての保全を優先するものとする。

(2) 特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用調整上留意すべき基本的事項

対象となる五地域の重複の組合せ	特に土地利用の調整が必要と認められる地域	土地利用調整上留意すべき基本的事項
都市地域と農業地域	福岡市西区	混住化の進行等に伴い土地利用の混在が予想されることから、住宅地等に係る土地利用転換を計画的に整序・誘導し、農地の集団的な保全・利用を図る。

### 3. 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画

別表に掲げた公的機関を主体とする開発保全整備計画については、当該計画に基づく事業が円滑に実施されるよう土地利用上配慮するものとする。

## 教育委員会

### 公告

福岡県立図書館の利用等に関する規則の一部を改正する規則案について、平成22年1月27日から平成22年2月25日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成22年3月31日に公布しました。

平成22年3月31日

福岡県教育委員会

### 問い合わせ先

福岡県教育庁教育企画部社会教育課総務班

電話：092 - 643 - 3886

メールアドレス：ksyakai@pref.fukuoka.lg.jp

## 選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成22年3月31日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成22年2月1日～2月28日

### (1) 政党の支部

(ロ) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	一以上の市区町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
国民新党参議院福岡県第一支部	吉村剛太郎	吉村剛太郎	福岡市中央区大手門2-6-21	参議院議員		平成22年2月24日

(1団体)

### (2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
糸島市民の夢を実現する会	春日好則	大齒修司	糸島市南風台8-4-11	平成22年2月4日
井上幸春後援会事務所	井上幸春	義経孝道	京都郡みやこ町勝山箕田1293-5	平成22年2月3日

岩本正後援会	岩本正	中村大五郎	田川郡添田町大字野田1842	平成22年2月22日
上野恭子後援会	大鶴信男	後藤四男美	うきは市吉井町福永64-1	平成22年2月16日
かとう芳明後援会	伊豆丸広一	小林ゆきえ	鞍手郡鞍手町大字室木818-1	平成22年2月23日
くりはら渉後援会	栗原渉	栗原敏之	朝倉市堤928-1	平成22年2月2日
幸福実現党大牟田後援会	松藤尚子	松尾良子	大牟田市大字宮崎3097-1	平成22年2月4日
幸福実現党小郡後援会	半田又三	山田孝一	小郡市希みが丘4-5-4	平成22年2月3日
すがの征二郎後援会	菅野征二郎	菅野征太郎	嘉麻市漆生1450	平成22年2月26日
西田義隆後援会	西田義隆	西田典子	田川郡福智町伊方4029	平成22年2月15日
原千里後援会	佐藤智光	原マツエ	朝倉市甘木2060	平成22年2月3日
ももせ光子後援会	百瀬光子	岡則子	小郡市小郡452-9	平成22年2月24日
もろおか愛美後援会	師岡愛美	師岡愛美	朝倉市大庭4344	平成22年2月16日

(13団体)

福岡県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す

受付期間 平成22年2月1日～2月28日

(1) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
国民新党福岡県支部	主たる事務所の所在地	糸島市板持1-6-14藤田秀男方	前原市板持1丁目6-14藤田秀男方	平成22年1月1日	平成22年2月18日

る。

平成22年3月31日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己



自由民主党小倉北支部	会計責任者	徳永晃久	安部和之	平成22年1月1日	平成22年2月25日
自由民主党筑紫野市支部	会計責任者	下成正一	平井一三	平成22年2月18日	平成22年2月18日
自由民主党福岡県北九州市小倉南区第六支部	会計責任者	渡辺優美子	山本三郎	平成22年2月1日	平成22年2月19日
自由民主党福岡県北九州市八幡東区第一支部	会計責任者	山口昭彦	大家静江	平成22年2月2日	平成22年2月2日
自由民主党福岡県北九州市八幡東区第二支部	主たる事務所の所在地	北九州市八幡東区中央2-24-30	北九州市八幡東区中央2-23-8	平成22年2月1日	平成22年2月9日
自由民主党福岡県支部連合会	会計責任者	日野喜美男	田中秀子	平成21年5月30日	平成22年2月22日
自由民主党福岡県衆議院支部	政治団体の名称	自由民主党福岡県衆議院支部	自由民主党福岡県第二選挙区支部	平成22年2月17日	平成22年2月22日

(8団体)

## (2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
あすの福津市を考える市民の会榎本博後援会	政治団体の名称	あすの福津市を考える市民の会榎本博後援会	あすの福津市を考える市民の会	平成22年2月23日	平成22年2月23日
諫山茂樹後援会	会計責任者	諫山克巳	森松安弘	平成22年2月20日	平成22年2月22日
井上太一後援会	会計責任者	平野やよい	小南信子	平成22年2月22日	平成22年2月22日
牛房よしつぐ後援会	主たる事務所の所在地	糟屋郡志免町別府1-10-15	糟屋郡志免町大字別府120-16	平成22年2月5日	平成22年2月10日
大峰重美後援会	主たる事務所の所在地	福津市津屋崎4-18-3	福津市津屋崎1412	平成21年4月1日	平成22年2月16日
小川けんじ後援会	代表者	丸山隆司	立石直登	平成22年2月4日	平成22年2月4日
	会計責任者	岡田典子	丸山隆司		

九大医学部同窓会自見庄三郎後援会	主たる事務所の所在地	糸島市板持1-6-14藤田秀男方	前原市板持1丁目6-14藤田秀男方	平成22年1月1日	平成22年2月18日
草場賢一郎後援会	主たる事務所の所在地	八女市黒木町土窪1882	八女郡黒木町大字土窪1882	平成22年2月1日	平成22年2月23日
香野信儀後援会	会計責任者	河波慶之	重松健一	平成22年2月20日	平成22年2月26日
古賀正巳後援会	代表者	一木治男	久保山清	平成22年2月1日	平成22年2月5日
さとう俊郎後援会	主たる事務所の所在地	糸島市波多江駅南1-16-10-602	前原市前原中央2-6-20	平成22年2月21日	平成22年2月25日
青 丈 会	主たる事務所の所在地	福岡市博多区住吉3-13-3住吉ビル2F	福岡市博多区東光1-3-7北島ビル2F	平成21年7月31日	平成22年2月18日
高橋義治後援会	主たる事務所の所在地	嘉麻市鴨生651	飯塚市阿恵1178-1	平成22年2月23日	平成22年2月23日
	会計責任者	高橋泰子	上野栄一		
月形祐二後援会	主たる事務所の所在地	糸島市前原東3-8-23-201	前原市前原東3丁目8番23号201	平成22年1月1日	平成22年2月25日
	代表者	平野順平	三嶋大助	平成22年2月20日	
爪丸ひろかず後援会	主たる事務所の所在地	豊前市大字清水町253-1	豊前市大字赤熊521-2	平成22年2月13日	平成22年2月18日
東芝労働組合北九州支部政治・社会連盟	会計責任者	中田佳孝	中山久就	平成21年9月1日	平成22年2月8日
とまち武弘後援会	主たる事務所の所在地	北九州市八幡東区中央2-24-30	北九州市八幡東区茶屋町7-15	平成22年2月1日	平成22年2月9日
とまち武弘政経研究会	主たる事務所の所在地	北九州市八幡東区中央2-24-30	北九州市八幡東区中央2丁目23番8号	平成22年2月1日	平成22年2月9日
中島慎一後援会	会計責任者	常田正徳	森川裕久	平成22年2月15日	平成22年2月17日
なかの守後援会	主たる事務所の所在地	鞍手郡鞍手町大字中山2885-2	鞍手郡鞍手町大字木月1287-2	平成22年2月1日	平成22年2月1日
	代表者	織田三千雄	長尾暢哉		
鍋島みねかず若松後援会	会計責任者	鍋島峰一	鍋島和佳子	平成22年2月7日	平成22年2月10日
	主たる事務所の所在地	大川市大字郷原365	福津市手光2375		

2 1 福岡農政推進同志会	代 表 者	中 村 信 嘉	小 柳 善 治	平成20年11月28日	平成22年2月25日
	会 計 責 任 者	松 井 善 徳	神 代 園 二 郎		
仁 田 原 ひ ろ ぶ み 後 援 会	主たる事務所の所在地	八女市黒木町北木屋3174	八女郡黒木町大字北木屋3174	平成22年2月1日	平成22年2月26日
樋 口 良 夫 後 援 会	主たる事務所の所在地	八女市黒木町笠原3361	八女郡黒木町大字笠原3361	平成22年2月1日	平成22年2月23日
	代 表 者	日 野 正	樋 口 正 尚		
福 岡 医 療 福 祉 研 究 会	主たる事務所の所在地	糸島市板持1-6-14藤田秀男方	前原市板持1丁目6-14藤田秀男方	平成22年1月1日	平成22年2月18日
福 岡 県 漁 民 政 治 連 盟	会 計 責 任 者	中 山 平 和	梅 野 憲 生	平成22年2月17日	平成22年2月17日
福 岡 県 商 工 政 治 連 盟 遠 賀 町 支 部	会 計 責 任 者	中 山 伸 二	本 田 久 三	平成22年2月19日	平成22年2月23日
福 岡 県 商 工 政 治 連 盟 前 原 支 部	主たる事務所の所在地	糸島市前原北1-1-1	前原市前原北1丁目1-1	平成22年1月1日	平成22年2月18日
福 岡 県 ビ ル メ ン テ ナ ン ス 政 治 連 盟	主たる事務所の所在地	宗像市赤間4-1-1 芳村吉之助方	福岡市博多区博多駅前1丁目15番12号 藤田ビル2F社団法人福岡県ビルメン テナンス協会内	平成22年2月22日	平成22年2月22日
ふ く お か 2 1 フ ォ ー ラ ム	会 計 責 任 者	黒 岩 正 治	川 崎 俊 丸	平成21年10月1日	平成22年2月4日
松 尾 敏 弘 後 援 会	主たる事務所の所在地	八女市黒木町北木屋1666	八女郡黒木町大字北木屋1666	平成22年2月1日	平成22年2月23日
み ど り 福 岡	会 計 責 任 者	進 藤 誠 吾	菊 川 洋 亮	平成22年2月13日	平成22年2月18日
宗 像 医 師 連 盟	会 計 責 任 者	吉 田 道 弘	田 畑 栄 一	平成22年2月10日	平成22年2月15日
祐 世 会	主たる事務所の所在地	糸島市前原東3-8-23-201	前原市前原東3丁目8-23トモイケビ ル201号	平成22年1月1日	平成22年2月25日
よ し い 一 成 後 援 会	代 表 者	重 富 峯 利	岩 崎 正 勝	平成22年1月29日	平成22年2月3日
吉 丸 かつ ひ こ 後 援 会	主たる事務所の所在地	糸島市前原西1-8-23	前原市前原西1 8 23	平成22年1月1日	平成22年2月18日
吉 村 勝 後 援 会	主たる事務所の所在地	糸島市志摩小金丸3023	糸島郡志摩町大字小金丸3023	平成22年1月1日	平成22年2月22日

渡 辺 一 後 援 会	会 計 責 任 者	渡 辺 一 世 永 博 志	平成22年2月15日	平成22年2月18日
-------------	-----------	---------------	------------	------------

(38団体)

## 福岡県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成22年3月31日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成22年2月1日～2月28日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
小 野 茂 樹 後 援 会	平成21年12月31日	平成22年2月4日
木 原 正 勝 後 援 会	平成21年12月31日	平成22年2月23日
佐 伯 源 吾 後 援 会	平成21年12月30日	平成22年2月24日
坂 井 た か ひ さ 後 援 会	平成21年4月1日	平成22年2月1日
市 民 が 主 役 の 糸 島 を つ く る 会	平成22年2月21日	平成22年2月25日
せ き お か 精 一 後 援 会	平成22年1月31日	平成22年2月10日
チ ェ ン ジ 前 原 市 民 の 会	平成22年2月21日	平成22年2月25日

受付期間 平成22年2月1日～2月28日

資金管理団体指定の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
栗 原 渉	福岡県議会議員	くりはら渉後援会	朝倉市堤928 - 1	栗 原 渉	平成22年2月1日	平成22年2月2日

筑 成 会	平成21年12月31日	平成22年2月1日
平 井 一 三 後 援 会	平成21年6月5日	平成22年2月12日
福 岡 政 治 経 済 研 究 会	平成22年2月24日	平成22年2月24日
藤 崎 正 昭 後 援 会	平成21年12月31日	平成22年2月26日
ふ じ た 英 司 後 援 会	平成21年12月31日	平成22年2月8日
細 川 一 代 後 援 会	平成21年10月1日	平成22年2月1日

(13団体)

## 福岡県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成22年3月31日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

百瀬光子	小郡市議会議員	ももせ光子後援会	小郡市小郡452-9	百瀬光子	平成22年2月22日	平成22年2月24日
師岡愛美	朝倉市議会議員	もろおか愛美後援会	朝倉市大庭4344	師岡愛美	平成22年2月1日	平成22年2月16日

(3団体)

福岡県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届

平成22年3月31日

出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成22年2月1日～2月28日

資金管理団体届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
大峰重美	福津市議会議員	大峰重美後援会	主たる事務所の所在地	福津市津屋崎4-18-3	福津市津屋崎1412	平成21年4月1日	平成22年2月16日
草場賢一郎	八女市議会議員	草場賢一郎後援会	公職の種類	八女市議会議員	黒木町議会議員	平成22年2月1日	平成22年2月23日
			主たる事務所の所在地	八女市黒木町土窪1882	八女郡黒木町大字土窪1882		
古賀道雄	大牟田市市長	古賀みちお後援会	公職の種類	大牟田市市長	大牟田市議会議員	平成15年5月2日	平成22年2月19日
佐藤俊郎	糸島市長	さとう俊郎後援会	主たる事務所の所在地	糸島市波多江駅南1-16-10-602	前原市前原中央2-6-20	平成22年2月21日	平成22年2月25日
高橋義治	嘉麻市長	高橋義治後援会	公職の種類	嘉麻市長	福岡県議会議員	平成22年2月23日	平成22年2月23日
			主たる事務所の所在地	嘉麻市鴨生651	飯塚市阿恵1178-1		
月形祐二	福岡県議会議員	祐世会	主たる事務所の所在地	糸島市前原東3-8-23-201	前原市前原東3丁目8-23トモイケビル201	平成22年1月1日	平成22年2月25日
戸町武弘	北九州市議会議員	とまち武弘政経研究会	主たる事務所の所在地	北九州市八幡東区中央2-24-30	北九州市八幡東区中央2丁目23番8号	平成22年2月1日	平成22年2月9日

仁 田 原 博 文	八 女 市 議 会 議 員	仁田原ひろふみ後援会	主たる事務所の所在地	八女市黒木町北木屋3174	八女郡黒木町大字北木屋3174	平成22年2月1日	平成22年2月26日
-----------	---------------	------------	------------	---------------	-----------------	-----------	------------

(8 団体)

福岡県選挙管理委員会告示第43号

平成22年3月31日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体指定取消届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

受 付 期 間 平成22年2月1日～2月28日

(1) 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
木 原 正 勝	福 岡 市 議 会 議 員	木 原 正 勝 後 援 会	木 原 正 勝	平成21年12月31日	平成22年2月23日
坂 井 隆 久	那 珂 川 町 議 会 議 員	坂 井 た か ひ さ 後 援 会	坂 井 隆 久	平成21年4月1日	平成22年2月1日
藤 田 英 司	二 丈 町 議 会 議 員	ふ じ た 英 司 後 援 会	藤 田 英 司	平成21年12月31日	平成22年2月8日

(3 団体)

## 監 査 委 員

監査公表第21号

県土整備部・建築都市部出先機関の福岡土木事務所等20か所について実施した定期監査結果の報告（平成21年9月24日21監二第235号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年3月31日

福岡県監査委員	工 藤 壽 文
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	日 野 喜 美 男

21県土総第1623号

平成22年 3月 5日

福岡県監査委員 工 藤 壽 文 殿  
 同 進 谷 庸 助 殿  
 同 伊 藤 龍 峰 殿  
 同 日 野 喜美男 殿

福岡県知事 麻 生 渡

## 監査の結果に係る措置について（通知）

平成21年 9月24日21監二第235号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

## 記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
久留米土木事務所	河川堤防占使用料で、占用料の単価を誤ったため、調定が316,107円不足している。（2件）	調定時には算定根拠が明らかになるような資料を作成し、照査の徹底を図ることで、再発防止に努める。 徴収不足については追加調定し、平成22年 3月 4日に全額納入済み。
	道路改築工事の設計積算で、設計表示単位及び土工の単価を誤ったため、積算過大となっている。（1件）	工事発注時に使用している設計書チェックシートを活用し、照査の徹底を図るとともに、研修等により職員の技術力の向上に取り組み、再発防止に努める。
柳川土木事務所	工事請負契約で、当初の請負契約から3割以上増額変更したにもかかわらず、契約保証金の追加保証がなされていないものがある。（5件）	職員に關係規定を周知し注意を喚起するとともに、所内關係部署の連携を図り、契約変更時の確認を十分に行うことで、再発防止に努める。
大牟田土木事務所	視距改良事業の用地補償費の支払いで、登記前支払いを行っているものがある。（1件）	職員に対し適正な事務処理について指導を行い、支払時の書類確認を徹底するとともに、研修等により職員の技術力の向上に取り組み、再発防止に努める。

## 内水面漁場管理委員会

### 福岡県内水面漁場管理委員会指示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

平成22年3月31日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 敏 治

#### 1 指示の内容

次に掲げるコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）は、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面に放流してはならない。ただし、採捕したコイを同じ場所に放流する場合は、この限りでない。

- (1) 県内外の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面で採捕されたコイ
- (2) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された養殖場等で養殖又は飼育されたコイ
- (3) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）を受け、コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されていないコイ

#### 2 指示の期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

### 福岡県内水面漁場管理委員会指示第5号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、矢部川におけるモクズガニ、テナガエビ、アユ、コイ、ウナギの採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県内水面漁業調整規則第43条に基づく試験研究等のための採捕については、この限りでない。

平成22年3月31日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 敏 治

#### 1 禁止区域

矢部川の柳川市三橋町と同大和町の境界から柳川市大和町浦島橋の下流端まで

#### 2 魚種ごとの禁止期間

モクズガニ 1月1日から8月31日まで及び11月1日から12月31日まで

テナガエビ 4月1日から9月30日まで

ア ヌ 1月1日から5月31日まで及び10月1日から12月31日まで

コ イ 4月1日から7月31日まで

ウ ナ ギ 1月1日から3月31日まで

#### 3 指示の有効期間

平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

### 福岡県内水面漁場管理委員会告示第2号

筑後川水系、矢部川水系、今川水系及び祓川水系をブルーギルの駆除推進水域に指定し、これらの水域において次の取組を行う。

平成22年3月31日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 敏 治

#### 1 取組内容

効果的駆除に関する実証試験、漁業者による駆除活動及び地域と連携した駆除活動の実施

#### 2 取組期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

## 雑 報

#### 公告

九州歴史資料館の利用、指定管理者の指定等に関する規則（昭和48年福岡県教育委員会規則第4号）第2条第2項の規定に基づき、九州歴史資料館を臨時に休館することとしたので、同項ただし書の規定により、次のように公示する。

平成22年3月31日

九州歴史資料館長 西 谷 正

#### 1 臨時休館の期間

平成22年4月1日から平成22年11月20日まで

#### 2 臨時休館の理由



小都市への移転開館準備のため

西日本宝くじ事務協議会告示第1号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1968回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成22年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1968回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円  
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成22年4月1日から  
平成22年4月13日まで
- 6 抽せん日 平成22年4月15日
- 7 当せん金支払開始日 平成22年4月20日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000円	1本
1等の前後賞	1,000,000円	2本
1等の組違い賞	50,000円	29本
2 等	100,000円	60本
3 等	10,000円	300本
4 等	5,000円	6,000本

5 等	500円	90,000本
6 等	100円	300,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第2号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1969回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成22年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1969回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 800,000,000円  
400万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成22年4月1日から  
平成22年4月13日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成22年4月1日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	300,000円	40本

2	等	30,000円	1,336本
3	等	3,000円	13,336本
4	等	1,000円	60,080本
5	等	300円	400,000本
6	等	100円	800,000本

## 8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第3号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1970回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成22年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1970回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円  
10万通 40組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成22年4月14日から  
平成22年4月27日まで
- 6 抽せん日 平成22年4月30日

7 当せん金支払開始日 平成22年5月7日

## 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	15,000,000円	1本
1等の前後賞	2,500,000円	2本
1等の組違い賞	50,000円	39本
2等	1,000,000円	8本
3等	100,000円	80本
4等	10,000円	800本
5等	5,000円	8,000本
6等	1,000円	40,000本
7等	100円	400,000本

## 9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第4号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1971回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成22年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1971回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

- 及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円  
10万通 50組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成22年4月28日から  
平成22年5月11日まで
- 6 抽せん日 平成22年5月13日
- 7 当せん金支払開始日 平成22年5月18日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	30,000,000円	2本
1等の前後賞	1,500,000円	4本
1等の組違い賞	50,000円	98本
2等	1,000,000円	5本
3等	100,000円	50本
4等	10,000円	500本
5等	3,000円	10,000本
6等	1,000円	50,000本
7等	100円	500,000本

## 9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第5号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1972回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

- 平成22年3月31日
- 鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において
- 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡
- 1 名称 第1972回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 700,000,000円  
350万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成22年5月12日から  
平成22年5月25日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成22年5月12日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	200,000円	35本
2等	10,000円	3,500本
3等	2,000円	27,965本
4等	300円	350,000本
5等	100円	700,000本
歴史大好き賞	1,000円	35,000本

## 8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

## 西日本宝くじ事務協議会告示第6号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1973回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成22年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1973回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 700,000,000円  
350万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成22年5月26日から  
平成22年6月8日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成22年5月26日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	300,000円	35本
2 等	10,000円	2,338本
3 等	5,000円	9,345本
4 等	500円	175,000本
5 等	100円	700,000本
歴史大好き賞	2,000円	35,000本

## 8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができ

ない。

- (2) 証票は転売できない。

## 西日本宝くじ事務協議会告示第7号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1974回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成22年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1974回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円  
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成22年6月5日から  
平成22年6月15日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成22年6月17日
- 7 当せん金支払開始日 平成22年6月22日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	20,000,000円	1本
1等の前後賞	5,000,000円	2本
1等の組違い賞	50,000円	29本
2 等	1,000,000円	3本
3 等	100,000円	90本

4	等	10,000円	900本
5	等	5,000円	3,000本
6	等	1,000円	30,000本
7	等	100円	300,000本

## 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第8号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1975回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成22年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名 称 第1975回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1 - 1 - 5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円  
10万通 40組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成22年6月16日から  
平成22年6月29日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成22年7月1日
- 7 当せん金支払開始日 平成22年7月6日

## 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	10,000,000円	1本
1等の前後賞	5,000,000円	2本
1等の組違い賞	50,000円	39本
2 等	1,000,000円	4本
3 等	100,000円	40本
4 等	10,000円	400本
5 等	3,000円	4,000本
6 等	1,000円	80,000本
7 等	100円	400,000本

## 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第9号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1976回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成22年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名 称 第1976回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1 - 1 - 5

- 3 発売総額及び通数 1,000,000,000円  
10万通 50組
- 4 証 票 金 額 1枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成22年6月23日から  
平成22年7月6日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成22年7月8日
- 7 当せん金支払開始日 平成22年7月13日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	60,000,000円	1本
1等の前後賞	20,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	49本
2 等	10,000,000円	3本
3 等	100,000円	500本
4 等	10,000円	5,000本
5 等	1,000円	50,000本
6 等	200円	500,000本
女神の微笑み賞	1,000,000円	50本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第10号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1977回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成22年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名 称 第1977回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 800,000,000円  
400万通
- 4 証 票 金 額 1枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成22年6月23日から  
平成22年7月6日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成22年6月23日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	600,000円	16本
2 等	300,000円	16本
3 等	10,000円	4,000本
4 等	5,000円	4,000本
5 等	1,000円	105,200本
6 等	500円	105,200本
7 等	200円	400,000本
8 等	100円	400,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

## 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成22年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- |                        |                              |
|------------------------|------------------------------|
| 1 名 称                  | 第1978回西日本宝くじ                 |
| 2 発売総額及び通数             | 500,000,000円<br>250万通        |
| 3 証 票 金 額              | 1 枚 200円                     |
| 4 発 売 期 間              | 平成22年7月14日から<br>平成22年7月20日まで |
| 5 当せん金の総額              | 発売総額に対し 219,950,000円         |
| 6 売りさばき及び<br>当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 45,527,475円          |
| 7 その他発売経費              | 発売総額に対し 38,700,000円          |
| 8 受託申請期限               | 平成22年4月14日                   |

## 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成22年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名に

において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- |                        |                             |
|------------------------|-----------------------------|
| 1 名 称                  | 第1979回西日本宝くじ                |
| 2 発売総額及び通数             | 800,000,000円<br>400万通       |
| 3 証 票 金 額              | 1 枚 200円                    |
| 4 発 売 期 間              | 平成22年7月21日から<br>平成22年8月2日まで |
| 5 当せん金の総額              | 発売総額に対し 351,680,000円        |
| 6 売りさばき及び<br>当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 73,127,040円         |
| 7 その他発売経費              | 発売総額に対し 61,920,000円         |
| 8 受託申請期限               | 平成22年4月14日                  |

## 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成22年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- |            |                              |
|------------|------------------------------|
| 1 名 称      | 第1980回西日本宝くじ                 |
| 2 発売総額及び通数 | 300,000,000円<br>1組10万通 30組   |
| 3 証 票 金 額  | 1 枚 100円                     |
| 4 発 売 期 間  | 平成22年7月31日から<br>平成22年8月10日まで |



5	当せん金の総額	発売総額に対し	127,450,000円
6	売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し	29,594,145円
7	その他発売経費	発売総額に対し	21,840,000円
8	受託申請期限		平成22年4月14日

## 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成22年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1	名 称	第1981回西日本宝くじ	
2	発売総額及び通数	1,000,000,000円 1組10万通 50組	
3	証 票 金 額	1枚 200円	
4	発 売 期 間	平成22年8月17日から 平成22年8月30日まで	
5	当せん金の総額	発売総額に対し	452,450,000円
6	売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し	87,268,545円
7	その他発売経費	発売総額に対し	53,700,000円
8	受託申請期限		平成22年4月14日

## 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第

3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成22年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1	名 称	第1982回西日本宝くじ	
2	発売総額及び通数	250,000,000円 1組10万通 25組	
3	証 票 金 額	1枚 100円	
4	発 売 期 間	平成22年9月1日から 平成22年9月7日まで	
5	当せん金の総額	発売総額に対し	105,700,000円
6	売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し	25,234,545円
7	その他発売経費	発売総額に対し	18,200,000円
8	受託申請期限		平成22年4月14日

## 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成22年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1	名 称	第1983回西日本宝くじ
---	-----	--------------

2	発売総額及び通数	700,000,000円 350万通
3	証票金額	1枚 200円
4	発売期間	平成22年9月1日から 平成22年9月14日まで
5	当せん金の総額	発売総額に対し 309,036,000円
6	売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 62,680,653円
7	その他発売経費	発売総額に対し 54,180,000円
8	受託申請期限	平成22年4月14日

## 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成22年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1	名称	第1984回西日本宝くじ
2	発売総額及び通数	400,000,000円 1組10万通 40組
3	証票金額	1枚 100円
4	発売期間	平成22年9月8日から 平成22年9月21日まで
5	当せん金の総額	発売総額に対し 167,950,000円
6	売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 39,625,845円

7	その他発売経費	発売総額に対し 29,120,000円
8	受託申請期限	平成22年4月14日

## 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成22年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1	名称	第1985回西日本宝くじ
2	発売総額及び通数	800,000,000円 400万通
3	証票金額	1枚 200円
4	発売期間	平成22年9月15日から 平成22年9月28日まで
5	当せん金の総額	発売総額に対し 351,992,000円
6	売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 72,844,716円
7	その他発売経費	発売総額に対し 61,920,000円
8	受託申請期限	平成22年4月14日

## 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成22年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

	西日本宝くじ事務協議会会長	福岡県知事	麻生 渡
1 名 称	第1986回西日本宝くじ		
2 発売総額及び通数	250,000,000円	1組10万通 25組	
3 証 票 金 額	1枚 100円		
4 発 売 期 間	平成22年9月22日から 平成22年9月28日まで		
5 当せん金の総額	発売総額に対し 108,700,000円		
6 売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 24,820,320円		
7 その他発売経費	発売総額に対し 18,200,000円		
8 受託申請期限	平成22年4月14日		

福岡県道路公社公告第1号

二丈浜玉道路に係る料金を徴収する公告の一部を改正する公告を次のように定める。  
平成22年3月31日

福岡県道路公社  
理事長 小田 修 一

二丈浜玉道路に係る料金を徴収する公告の一部を改正する公告

二丈浜玉道路に係る料金を徴収する公告（平成15年11月福岡県道路公社公告第7号佐賀県道路公社公告第2号）の一部を次のように改める。

2を次のように改め、3を削除する。

2 障害者割引

イ 割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において

、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の(イ)又は(ロ)の要件を満たすものとして、福岡県道路公社及び佐賀県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車。

(イ) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、福岡県道路公社及び佐賀県道路公社が別に定めるもの

(ロ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発児第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき福岡県道路公社及び佐賀県道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、福岡県道路公社及び佐賀県道路公社が別に定めるもの

ロ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

附 則

この公告は、平成22年4月1日から施行する。

福岡北九州高速道路公社公告第8号

平成20年10月31日付け福岡北九州高速道路公社公告第8号（以下「公告」という。）

3(2)イ 及び3(3)イ に基づき、次のとおり国土交通大臣に届出をしたので公告する。

平成22年3月31日

福岡北九州高速道路公社  
理事長 渡 口 潔

- 1 北九州高速一般向けマイレージ割引の弾力的なポイントの付与及び実施する期間  
平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間、公告3(2)イ で定める表の基本ポイントの欄中「1ポイント」を「6ポイント」に変更する。
- 2 北九州高速コーポレートカード割引の弾力的な割引及び実施する期間
  - (1) 平成22年4月1日から平成22年9月30日までの間、公告3(3)イ で定める表の割引率の欄中「3%」を「11%」に、「6%」を「14%」に、「12%」を「20%」に、「18%」を「26%」にそれぞれ変更する。
  - (2) 平成22年10月1日から平成23年3月31日までの間、公告3(3)イ で定める表の割引率の欄中「3%」を「7%」に、「6%」を「10%」に、「12%」を「16%」に、「18%」を「22%」にそれぞれ変更する。